

郡山市補導員会運営費補助金交付要綱

昭和 57 年 9 月 1 日制定

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

[こども部こども未来課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市補導員会（以下「補導員会」という。）事業及び運営の一環として、青少年の健全育成及び非行防止を図るため郡山市補導員会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、会議費、研修費、消耗品費その他の事業及び運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第 4 条第 3 号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 補助金振込先口座報告書

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号いずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更。
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更。

(概算払い)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金等を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告等)

第 7 条 郡山市補導員会は、事業完了の日から 60 日以内又は事業が完了した日の属する年

度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により郡山市補導員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。